

身延山大学タブレット機器貸与規程

平成26年4月1日制定

教授会承認

(趣旨)

第1条 この規程は、身延山大学(以下「本学」という。)学生及び教職員へのタブレット機器の貸与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 タブレット機器は、本学大学教育における情報の精査・調査学習の進展、より効率の高い体験学習の展開、プレゼンテーション能力の向上、質の高いグループワークなど、教育の質の向上に資することを目的として貸与する。

(対象者)

第3条 タブレット機器の貸与対象者は、本学に在籍している学生及び教職員(以下「被貸与者」という。)とする。

(期間)

第4条 貸与に対するタブレット機器の貸与期間は、1年間とする。ただし、1年間の貸与終了毎に更新することができる。

(機器)

第5条 貸与するタブレット機器は、次の機種とする
アップル社 iPad Air Wi-Fi 16GB - シルバー 一式

(手続)

第6条 タブレット機器の貸与を申し出た被貸与者は、別紙様式に基づき、手続の上、学長の許可を受けなければならない。

2 前条の手続き終了者は、貸与機器の利用及び取扱いに関する諸事項の説明を受けなければならない。

(管理責任)

第7条 被貸与者はタブレット機器の利用・保管を適正におこなうとともに、携帯中の破損、紛失、盗難等の防止に十分注意しなければならない。

(遵守事項)

第8条 貸与されたタブレット機器の適正な利用のため、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、著作権法、個人情報保護法等の関係法令及び本学の諸規則を遵守しなければならない。

2. 次の各号に掲げる事項を行わないこと。

(1) 第2条の目的以外の利用

(2) 他者への転貸、売却あるいは譲渡

(3) 使用に必要なID及びパスワードを第三者に漏洩すること及び第三者のID及びパスワードを用いて利用すること

(4) 第三者のファイル、システムファイルなど利用が許可されていない資源にアクセスすること

(5) 不当なハードウェア・ソフトウェアの設定変更

(障害・事故)

第 9 条 被貸与者は、次に掲げる場合には、直ちに大学事務局に報告しなければならない。

(1) タブレット機器を破損、紛失したとき、又は盗難の被害に遭ったとき

(2) パスワードが第三者に洩れた可能性があるとき

(3) タブレット機器が正常に作動しなくなったとき

(4) データの改竄・抹消、不正使用、無権限者のアクセス、ウィルスの侵入等、または、それらのおそれのある事実を発見したとき

2. 障害あるいは事故によって生じる費用がタブレット機器購入時の保証の範囲を超える場合には、その差額を被貸与者が負担しなければならない。

(利用の停止)

第 10 条 本学の諸規定に違反した者及び第 8 条の禁止行為を行った者には、タブレット機器の貸与を停止する。

(返却)

第 11 条 貸与期間が終了した場合、貸与期間において被貸与者が資格を喪失した場合、第 10 条に該当する場合あるいは大学事務局が必要と認めた場合には、被貸与者はタブレット機器をすみやかに返却しなければならない。

2. 返却されたタブレット機器に障害あるいは破損、欠品等がある場合には、第 9 条第 2 項に従って被貸与者が費用を負担しなければならない。

3 故意による毀損、紛失・盗難等の事故あるいはその他の理由でタブレット機器の全部または一部が返却できない場合には、大学事務局が定める相当の代価を弁償しなければならない。但し、大学事務局が特に必要と認めるときは、相当代価を減額し、又は免除することができる。

(自己責任)

第 12 条 タブレット機器の利用は自己責任を原則とし、タブレット機器の利用によって生じた費用及び損害は被貸与者個人が負わなければならない。

(事務)

第 13 条 貸出に関する事務は、大学事務局が行う。

(その他)

第 14 条 タブレット機器貸与に関して、この規則に定められていない事項が発生した場合には、被貸与者および大学事務局が話し合いの上、対処するものとする。

(規則の改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、情報管理委員会の議を経て、教授会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

タブレット機器借用書（新規・更新・変更）

身延山大学長 殿

下記のとおりタブレット機器を借用し、身延山大学タブレット機器貸与規程を遵守することを誓約します。

なお、破損・紛失等の場合には、大学事務局の指示に従い、実費もしくは現物をもって弁償いたします。

種別	新規 ・ 更新 ・ 変更 (平成 年度)		
学籍番号		氏 名	㊞
電話番号		保護者氏名 (未成年者の場合)	㊞
現住所	〒 ー		
携帯・スマホ の e-mail	@		
大学配布の e-mail	@min. ac. jp		
貸出年月日	平成 2 6 年 月 日 曜日	返却期限	平成 2 7 年 3 月 3 1 日 火曜日
貸出機種	アップル社 iPad Air Wi-Fi 16GB - シルバー iPad ケース・電源アダプタ・電源ケーブル・説明書・箱 番号【 】 返却の際も上記の付属品が整っているか確認してください。 起動確認し画面保護シールがはがれていないかチェックしてください。		
貸 出	貸出担当者名【 】		
返 却	返却担当者名【 】		
	返 却 日 平成 年 月 日 曜日 (返却の際に記入します。)		

※「種別」について 該当箇所を○で囲んでください。

※返却後に機材に異常が認められた場合、借用者に使用状況をお尋ねすることがあります。